

簡易ガス小売供給約款・個別要綱 (荒崎団地)

2024年4月1日実施

大垣ガス株式会社
登録番号E0005

目次

I 簡易ガス小売供給約款・個別要綱の適用

1 実施および適用	1
2 適用条件	1
3 契約期間	1
4 料金等	1
5 その他	1

附則

1 実施期日	3
2 実施に伴う切替措置	3
3 消費税	3

別表

第1 通常料金表	4
----------	---

I 簡易ガス小売供給約款・個別要綱の適用

1 実施および適用

- (1) この「簡易ガス小売供給約款・個別要綱（荒崎団地）」（以下「この個別要綱」といいます。）は、当社が供給地点群ごとに定める個別のものであり、適用条件に合致するご使用者と当社とが合意したときに適用いたします。
- (2) この個別要綱は、当社がガスを供給するときに共通して適用される基本的な契約条件を規定した「簡易ガス小売供給約款・基本要綱」（以下「基本要綱」といいます。）と合わせて適用いたします。
- (3) この個別要綱に定める事項について基本要綱に異なる定めがある場合は、当該事項については基本要綱によらず、この個別要綱の規定を適用するものといたします。
- (4) この個別要綱に定めのない細目的事項は、必要に応じてこの個別要綱の趣旨に則り、その都度ご使用者と当社との協議によって定めます。

2 適用条件

この個別要綱は、簡易ガス供給地点群「島町団地」内の「荒崎団地」の全てのご使用者に適用いたします。

3 契約期間

契約期間は、ガス供給契約が成立した日から、ガス供給契約が解除その他の事由により終了した日までといたします。

4 料金等

供給の開始に先立って、保証金として、基本要綱に定める金額または20,000円のいずれか高い方をお預かりいたします。

料金単価は、別表に規定する料金表によります。

この個別要綱が適用されるご使用者には、供給停止解除手数料、および、短期使用後再開栓手数料を適用いたします。

5 その他

その他の事項については、基本要綱を適用し、この個別要綱に定義の無い用語は、基本要綱で定義するところによります。

附則

- 1 実施期日
この個別要綱は、2024年4月1日から実施いたします。
- 2 実施に伴う切替措置
実施に伴う切替措置は有りません。
- 3 消費税
消費税相当額は消費税率10%により算出されています。

別表

【別表第1】通常料金表（括弧内は消費税等相当額を含まない参考金額）

1か月のご使用量 (m^3 /月)	基本料金 (円/月)	基準単位料金 (円/ m^3)
0.0 ~ 8.0	1,100.00 (1,000.00)	399.30 (363.00)
8.1 ~ 30.0	1,643.40	331.37 (301.25)
30.1 ~	3,681.15	263.45 (239.50)